

令和7年6月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第21897号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年3月28日

判 決

5 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院情報学環・学際情報学府
原 告 開 沼 博
同訴訟代理人弁護士 根 岸 圭 佑
東京都千代田区九段南1-6-17千代田会館4階 早稲田リーガルコ
ンズ法律事務所

10 被 告 福 田 健 治
(以下「被告福田」という。)
同訴訟代理人弁護士 小 島 延 夫
村 方 善 幸
東京都千代田区神田猿楽町二丁目2番3号 NSビル202号室

15 被 告 特定非営利活動法人 Our Planet-TV
(以下「被告法人」という。)
同 代 表 者 理 事 白 石 草
同訴訟代理人弁護士 中 川 亮
小 川 隆 太 郎
20 同訴訟復代理人弁護士 光 前 幸 一

主 文

- 1 被告福田は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和元年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 25 2 被告法人は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和元年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを10分し、その1を被告らの負担とし、その余は原告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告福田は、原告に対し、550万円及びこれに対する令和元年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告法人は、原告に対し、550万円及びこれに対する令和元年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、弁護士である被告福田が原告に対して別件訴訟を提起するに際して報道機関に送付した通知及び行った記者会見における発言並びにインターネットメディアである被告法人が同記者会見について報道したインターネット上の記事の内容が、原告の名誉を毀損するものであり、これらにより精神的苦痛を受けたと主張して、被告らに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、それぞれ、損害金550万円及びこれに対する各不法行為の日（被告福田につき令和元年3月7日、被告法人につき同月8日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、社会学者であり、平成30年10月当時、立命館大学の准教授の地位にあった者である。

イ 被告福田は、弁護士であり、後記別訴で[]の訴訟代理人を務めていた者

である。

ウ 被告法人は、非営利でインターネットメディアを運営する法人である。

(2) 本件報告会及び[]による別訴の提起

ア 原告は、平成30年10月8日、特定非営利活動法人ハッピーロードネット(以下「**ハッピーロード**」という。)が福島県内で主催する報告会(以下「**本件報告会**」という。)、その前日の事前準備会(以下「**本件準備会**」という。)及び本件報告会後の懇談会(以下「**本件懇談会**」という。)に参加し、本件報告会において司会進行を務めるなどした。本件報告会は、チェルノブイリ原子力発電所における事故で被災したベラルーシ共和国を訪問した福島県の高校生が、ハッピーロードの後援者等に対して学習した結果を報告する会であった。(甲10〔10頁〕、14の2〔2・3頁〕)

イ []は、当時慶應義塾大学の学生であり、原告に要望して、他の5名の大学生とともに、本件準備会、本件報告会及び本件懇談会に参加した。[]は、本件報告会及び本件懇談会において、その様子を写真や動画で撮影した(以下「**本件写真等撮影**」という。)

ウ 原告は、本件報告会の翌日の平成30年10月9日及び翌10日、[]に対し、ラインで、「勝手にカメラ回してたと聞いたが事実ですか？」などのメッセージを送信した(甲50)。

エ []は、令和元年3月7日、原告から本件写真等撮影に関して恫喝を受けたと主張して、被告福田を訴訟代理人とし、東京地方裁判所に対して、原告に対する不法行為に基づく損害賠償を求める訴え(以下「**別訴**」という。)を提起した。

(3) 本件通知

被告福田は、別訴提起前日の令和元年3月6日、報道機関に対し、別訴について、別紙1の「本件通知」の「記載内容」欄1及び2の記載(以下「**本件通知記載1**」などという。)を含む「記者会見のお知らせ 福島復興イベントをめぐる開沼博氏(立命館大学准教授)による恫喝行為について 慶應義塾大学の学生が損害賠償を求めて提訴」と題した通知(甲4。以下「**本件通知**」という。)を送付した。

(4) 本件記者会見

被告福田及び■■■■は、令和元年3月7日、別訴に係る記者会見（甲5の1・2。以下「**本件記者会見**」という。）を、東京地方裁判所の司法記者クラブで実施した。本件記者会見において、被告福田は別紙1の「本件記者会見」の「発言内容」欄1ないし4記載の各発言（以下「**本件発言1**」などといい、併せて「**被告福田発言**」という。）をし、■■■■は同欄5ないし7記載の各発言（以下「**本件発言5**」などといい、併せて「**■■■■発言**」という。また、被告福田発言と併せて「**本件記者会見発言**」という。）をした。

(5) 本件記事

被告法人は、令和元年3月8日、別訴に係る記事として、本件記者会見発言を含む本件記者会見を撮影した動画データ（以下「**本件動画**」という。）を埋め込み、別紙2の「本件テキスト」の「記事内容」欄1及び2の各記載（以下「**本件記事記載1**」などという。）を含む「慶応大生が開沼博氏を提訴～名誉棄損で」というタイトルの記事（甲11。以下「**本件記事**」という。）をインターネット上で配信した。

(6) 別訴の経緯

東京地方裁判所は、令和3年8月10日、別訴について、原告が本件写真等撮影に関して謝罪や写真のデータ等の削除を強要したものと認めることはできないなどと判断して、■■■■の請求を棄却し、その控訴審である東京高等裁判所も、令和4年2月16日、■■■■の控訴を棄却する判決を言い渡し、同判決は確定した。

(7) 本訴の経緯

本訴においては、当初、■■■■も相被告となっていたが、原告と■■■■との間においては、令和5年6月14日、和解が成立した。

2 争点

（被告福田関係）

(1) 本件通知の公然性

(2) 本件通知及び本件記者会見による摘示事実等

(3) 本件通知及び本件記者会見による摘示事実の真実性又は真実相当性

(4) 本件通知の送付及び本件記者会見の正当業務行為該当性

(5) 損害額

(被告法人関係)

5 (6) 本件記事による摘示事実

(7) 本件記事による摘示事実の真実相当性

(8) 損害額

3 争点についての当事者の主張

(1) 争点1 (本件通知の公然性) について

10 (原告の主張)

被告福田は、本件通知を、拡散力を有する司法記者クラブの幹事社に対して送付した上、福島県の報道機関6社に対しても送付しており、本件通知の公然性は優に認められる。

(被告福田の主張)

15 本件通知を目にする者は司法記者クラブ所属社及び福島県の報道機関関係者という特定少数に限られる上、本件通知は記者にとって取材の契機に過ぎず、記者は本件記者会見を取材した上で記事を執筆するのであるから、本件通知の内容がそのまま伝播する可能性も無く、本件通知は公然性がない。

(2) 争点2 (本件通知及び本件記者会見による摘示事実等) について

20 (原告の主張)

本件通知及び本件記者会見による摘示事実は、別紙1の「名誉棄損該当性」の各「原告の主張」欄記載のとおり、原告が██████に対して直接的及び間接的に恫喝行為を行ったなどというものであり、これらの事実の摘示により、原告の社会的評価が低下した。

25 本件記者会見発言のうち██████発言は██████によるものであるが、弁護士である被告福田が依頼者である██████の読み上げる書面の内容を把握していなかったとは考え難いこと、██████発言の内容と被告福田発言の内容及び別訴における主張内容は何ら異なる

ところがないことからすれば、被告福田と■■■■の行為との間には関連共同性があり、被告福田は■■■■発言に関しても不法行為責任を負う。

(被告福田の主張)

本件通知及び本件記者会見は、原告主張の事実を摘示するものではなく、別紙1の「名誉棄損該当性」の各「被告福田の主張」欄記載のとおり、原告の行為についての論評を述べたものにすぎない。

また、被告福田は、■■■■が発言をする際に読み上げていた書面の共有を一切受けていないから、■■■■発言に関して不法行為責任を負わない。

(3) 争点3 (本件通知及び本件記者会見による摘示事実の真実性又は真実相当性) について

(被告福田の主張)

本件通知及び本件記者会見において摘示されたという事実は、別紙1の「真実性」の各「被告福田の主張」欄記載のとおり、真実であり、仮に真実ではないとしても、同別紙の「真実相当性」の各「被告福田の主張」欄記載のとおり、被告福田が真実であると信じたことには相当な理由がある。

(原告の主張)

本件通知及び本件記者会見において摘示された事実は、別紙1の「真実性」の各「原告の主張」欄記載のとおり、真実ではなく、また、被告福田が真実であると信じたことに相当性はない。

(4) 争点4 (本件通知の送付及び本件記者会見の正当業務行為該当性) について

(被告福田の主張)

本件記者会見は、弁護士である被告福田が、原告の■■■■に対する加害行為を止めて同人の権利救済を図るという正当な目的で、その目的に関連する範囲で行ったものであり、その方法及び態様も相当であるから、正当業務行為として違法性が阻却される。

(原告の主張)

本件記者会見は弁護士による訴訟活動や交渉活動ではなく、原告を社会的に追放す

る目的で行われたものであり、態様も相当でないから、正当業務行為には当たらない。

(5) 争点5 (損害額) について

(原告の主張)

原告は、本件記者会見後にその内容がインターネットで広く拡散されるなどしたため、仕事がキャンセルになり、新規の仕事も減るなどして甚大な精神的苦痛を被った。かかる原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は500万円を下らない。また、弁護士費用相当額50万円も被告福田の不法行為と相当因果関係のある損害である。

(被告福田の主張)

争う。

10 (6) 争点6 (本件記事による摘示事実) について

(原告の主張)

本件記事による摘示事実は、別紙2の「名誉棄損該当性」の各「原告の主張」欄記載のとおり、原告が■■■■に対して直接的及び間接的に恫喝行為を行ったなどというものであり、これらの事実の摘示により、原告の社会的評価が低下した。

15 (被告法人の主張)

本件記事は、原告主張の事実を摘示するものではなく、別紙2の「名誉棄損該当性」の「被告法人の主張」欄記載のとおり、別訴提起の事実及び本件記者会見の内容(別訴において■■■■が主張している内容)を報道した提訴報道である。

(7) 争点7 (本件記事による摘示事実の真実相当性) について

20 (被告法人の主張)

本件記事が原告主張の事実を摘示するものであるとしても、本件記事は別訴の公共性の高さに鑑み、高度な公共の利害に関する報道であり、別紙2の「真実相当性」の「被告法人の主張」欄記載のとおり、被告法人には同事実が真実であると信じたことにつき相当の理由がある。

25 (原告の主張)

争う。

(8) 争点8 (損害額) について

(原告の主張)

原告は、本件記事の配信により、仕事がキャンセルになり、新規の仕事も減るなどして甚大な精神的苦痛を被った。かかる原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は500万円を下らない。また、弁護士費用相当額50万円も被告法人の不法行為と相当因果関係のある損害である。

(被告法人の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件通知の公然性) について

(1) 証拠(文中掲記)及び弁論の全趣旨によれば、被告福田が、令和元年3月6日、本件通知を司法記者クラブの幹事社(毎日新聞社)及び在京福島の報道機関6社に対してファクシミリで送付したこと、同幹事社が本件通知を司法記者クラブの廊下に設置された掲示板に張り出す方法により周知したこと並びに司法記者クラブには当時報道機関15社が加盟していたこと(甲83の1)が認められる。

(2) 上記認定事実によれば、本件通知は、被告福田の送付行為によって、合計21社もの報道機関に対して直接又は幹事社を介して周知されたものであるから、そのこと自体によって多数の者が認識可能な状態におかれたといえる。

したがって、本件通知は公然と表現されたものと認められる。

(3) 被告福田は、本件通知を見た記者は記者会見に基づいて執筆するのであり、本件通知に基づいて執筆することはないから、本件通知の内容が第三者に伝播する可能性はなかった旨主張する。しかし、上記のとおり、本件通知の内容が多様な報道関係者(必ずしも記者会見に参加するとは限らない者も含む。)に広く知られること自体によって公然性は認められるというべきであるから、同主張は理由がない。

2 争点2 (本件通知及び本件記者会見による摘示事実等) について

(1) 判断基準

ある表現が他人の社会的評価を低下させるものであるか否かは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきであり（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）、また、問題とされている表現が、事実を摘示するものであるか、意見ないし論評を表明したものであるかを区別するに当たっては、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として、当該表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるか否かによって判断すべきである（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照）。

10 (2) 本件通知について

ア 証拠（甲4）によれば、本件通知は、「記者会見のお知らせ」等の表題の下（前提事実(3)）、別訴の提起予定日時及び提訴後記者会見を行う旨の案内を記載した上で、「事案の概要」として、第1段落で、■■■■が本件報告会に参加してその様子を写真や動画で撮影したことを記載し、第2段落で、「その後、同報告会に主催者側で関与していた開沼博氏（立命館大学准教授）は、同報告会への原告（■■■■）の参加と写真撮影が、住居侵入・盗撮に該当する行為であり、刑事責任を問われる可能性があるなどとして、謝罪やデータ削除を求める何ら事実に基づかない恫喝行為を、原告（■■■■）に対して直接行うほか、原告（■■■■）の友人らや、本件と関係のない原告（■■■■）の出身高校や原告（■■■■）が在籍している慶應義塾大学を通じて行った。」という記載（本件通知記載1・2）をした上、第3段落で、別訴は、原告（開沼）による「これら恫喝行為」が、「強要でありかつ名誉毀損・名誉感情の侵害にあたる」として、不法行為に基づく損害賠償請求をするものである旨の記載がされていたものである。

イ 上記認定事実によれば、本件通知の第2段落は、原告が■■■■に対して「何ら事実に基づかない恫喝行為」を直接及び第三者を通じて行ったということを明示した上で、これを裏付けると理解される行為態様も記載している。そして、第3段落では、原告による「これら恫喝行為」が、強要や名誉毀損・名誉感情侵害という■■■■の主張

の前提事実として記載されていること、第2段落の記載内容自体が[]による一方的な主張(評価)であることを窺わせる記載は見当たらず、かえって、第1段落における[]の本件写真等撮影の事実の記載([]自身の行為であるから、断定的な事実をいうものと理解される。)に続けて、何らの留保を記載することなく断定的な表現(「恫喝行為を…行った」)を用いて一連の事実関係として記載されていることからすれば、
5 一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、第2段落の「恫喝行為」(第3段落における主張の前提となる「これら恫喝行為」)とは、原告が[]を恫喝した(脅した)ということ、事実として摘示したものと理解されるというべきである。

そうすると、本件通知記載1及び2の内容からすれば、本件通知は、①原告が、[]
10 []に対し、本件報告会への[]の参加と本件写真等撮影が住居侵入及び盗撮に該当する行為であり刑事責任を問われる可能性があるなどとして謝罪やデータ削除を求める事実に基づかない恫喝行為を、直接的に行ったという事実(以下「**本件摘示事実1**」という。)及び②原告が、[]に対し、上記恫喝行為を、[]の友人、[]の出身高校及び所属大学を通じて、間接的に行ったという事実(以下「**本件摘示事実2**」という。)を摘示したものと認められる。
15

(3) 本件記者会見について

ア 被告福田発言について

(7) 証拠(甲5の1・2)によれば、本件記者会見において、被告福田は、冒頭で、原告による「理由のない圧力」があった旨を述べ、続いて、「事実経過」について説明
20 するとして、[]が本件準備会及び本件報告会に参加して本件写真等撮影を行ったこと、本件報告会が終了した後の10月9日から10日にかけて原告から[]に対して様々な圧力がかかるようになったこと、原告が本件報告会への[]の参加及び本件写真等撮影が住居侵入及び盗撮に該当しそれによって刑事責任を問われる可能性があるということ、謝罪やデータ削除をするように周囲の友人を通じて[]に求
25 めたということ(本件発言1の前半部分)を、一連の事実として述べた上で、本件が非常に悪質な事案であると考えているとし、その理由として、第1にこれらの原告の

「いわば恫喝」というのが全く事実に基づいていない旨（本件発言1の後半部分）を、第2に、原告は、■■■■に対しては一体何がいけなかったかということの詳細を説明等することなく、■■■■が反論することができない周辺の友人や高校大学を通じた「圧力」でこの件を解決しようとしたものであり、その点で非常にやり方が卑劣であると考える旨を（本件発言2・3）、第3に、原告が公職等についている大学教員であることを指摘した上、一大学生が公開の報告会で撮影した写真を「このような恫喝」をもって削除を求めるといふ人物が、公職や大学職員にふさわしいのか重大な疑念を抱かざるを得ないと考える旨（本件発言4）を述べたものと認められる。

10 なお、被告福田は、本件記者会見の際、資料として、別訴の訴状、原告と■■■■との間のラインにおけるトーク履歴、原告から■■■■の友人である■■■■に対するメッセージによる通知を印刷した資料を配布したが、被告福田や■■■■が説明の際に、特にこれらに言及することはなかった（甲5の1・2、丙20）。

15 (イ) 上記認定事実によれば、被告福田は、本件記者会見において、原告が■■■■に「理由のない圧力」をかけたり、「恫喝」をしたという表現を複数回用いた上（本件発言1・4）、原告が恫喝行為をしたということを前提として、悪質な事案である、卑劣な方法である、公職等にふさわしいかについて重大な疑念を抱かざるを得ないなど、原告の行為を強い表現で繰り返し非難していること、後記イのとおり当事者である■■■■本人も同席して「やり方が許せない」、「つらい」などと被害を実際に受けた旨を訴えていることに照らすと、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、被告福田発言は、原告が■■■■を恫喝したということを、事実として摘示したものと理解される。

25 そうすると、被告福田発言（本件発言1ないし4）の内容からすれば、被告福田は、原告が、■■■■に対し、本件報告会への■■■■の参加と写真撮影行為が住居侵入及び盗撮に該当する行為であり、刑事責任を問われる可能性があるなどとして、謝罪やデータ削除を求める事実に基づかない恫喝行為を、■■■■の友人、■■■■の出身高校及び所属大学を通じて、間接的に行ったという事実（本件摘示事実2）を摘示したものと認めら

れる。

一方、被告福田発言には、原告が■■■に対して直接的に恫喝行為を行ったということを明示的に述べる部分はなく、直接的に恫喝行為を行った旨の記載がある本件通知や本件訴状についても言及していないから、被告福田が、本件記者会見自体において、
5 本件摘示事実1を明示又は黙示的に摘示したものとは認められない。

イ ■■■発言について

(ア) 証拠(甲5の1・2)によれば、■■■発言は、本件記者会見に同席した■■■が、手元の書面を読み上げる形で、自分自身の体験として、原告が、原告との人間関係とは全く関係のない■■■の個人的な友人に■■■は酷いことをしたと言ってきた(本件発言5)、原告が同様の連絡を■■■の出身高校にもして、このように友人や高校に連絡
10 することにより■■■を精神的に追い込むというやり方をした(本件発言6)、原告が■■■を精神的に追い込むため■■■の所属大学に対しても処分をちらつかせるという方法もとった(本件発言7)と述べ、このような原告のやり方が許せないし、思い出すと本当に辛いなどという被害を訴えたものと認められる。

(イ) 上記認定事実によれば、■■■発言は、それぞれ、①原告が、原告の人間関係とは全く関係のない、■■■の個人的な友人にも、■■■は酷いことをしたと言ったとの事実(以下「**本件摘示事実3**」という。)、②原告が、■■■を精神的に追い込むために、
15 ■■■の友人や高校に連絡をしたとの事実(以下「**本件摘示事実4**」という。)、③原告が、■■■を精神的に追い込むために、■■■の所属大学での処分をちらつかせる方法もとったという事実(以下「**本件摘示事実5**」という。)を摘示したものと認められる。

(ウ) そして、■■■発言は、本件記者会見という同一の場において、被告福田発言に続いて行われたものであること、被告福田は、まだ学生である■■■の訴訟代理人として■■■と共に本件記者会見に臨み、本件記者会見の主たる発言者であったものであり、
20 本件記者会見を取り仕切っていたと認められること、被告福田が、■■■発言の内容をその場で訂正したりその内容が不正確であるとして補足的に説明をしたりしたことも窺われないことを踏まえると、仮に、被告福田が■■■の読み上げ原稿を事前に確認

していなかったとしても、■■■発言は、被告福田発言と一体となって理解される関係にあったといえるから、被告福田も、黙示的に■■■発言による摘示事実を肯定したものと理解されるというべきであり、被告福田は、■■■発言による事実摘示についても、■■■と同様に不法行為責任を負うものと認めるのが相当である。

5 (4) 本件通知及び本件記者会見による社会的評価の低下について

上記(2)及び(3)によれば、本件通知によって本件摘示事実1及び2が、本件記者会見発言によって本件摘示事実2ないし5が摘示されたと認められるところ（なお、本件記者会見において本件通知の記載内容を訂正する旨の発言やこれと相反する説明等はされていないから、本件記者会見によっても、本件通知における本件摘示事実1の
10 摘示があったことは否定されない。）、これらの摘示事実は、大学教員である原告が学生に対して事実に基づかない恫喝行為を直接的及び間接的に行い、その要求を不当に受け入れさせようとしたとの印象を与えるものであるというべきであるから、原告の社会的評価を低下させると認められる。

(5) 被告福田の主張について

15 ア 被告福田は、①被告福田発言中の「恫喝」という表現は、原告が■■■に対して友人を通じて謝罪やデータ削除を求めたという原告の具体的な行為の説明に続く発言であり、「いわば恫喝」と述べていることからすれば、「恫喝」とは、上記原告の具体的な行為に対する被告福田の評価ないし論評にすぎず、独立の事実を摘示するもの
20 ではないし、②本件記者会見の際に配布した別訴状では、原告が行った具体的な行為が列挙されてこれらを総称して「本件恫喝行為」と呼称していることが明確に記載されているから、本件記者会見の参加者には、列挙されている行為以外に恫喝行為の具体的内容として想定される行為が存在しない（恫喝が評価ないし論評として用いられている）ことが分かる旨主張する。

しかし、上記①については、恫喝という表現が一般的には評価ないし論評と理解される場合があるとしても、前記(3)ア(イ)のとおり、本件記者会見における被告福田発言においては、原告が恫喝行為をした旨の表現が、その後も留保を付けることなく断
25

定的に用いられている上（本件発言4）、これが真実であることを前提として、原告を強い表現で繰り返し非難していることからすれば、一般の読者をして、被告福田発言における原告の「恫喝」行為とは、その存否の判断が証拠によって可能な事柄（事実）をいうものと理解するといえるから、被告福田の上記主張は採用することができない。

5 また、上記②については、本件記者会見の際に別訴訴状が配布されたからといって本件記者会見に参加した記者らが必ず同訴状の該当箇所を参照し、その記載内容を厳密に把握するとは限らないし、本件記者会見において被告福田や■が特に別訴訴状の該当箇所を引用しながら説明したり、これを参照するよう具体的な指示等もしていないこと（前記(3)ア(7)）からすれば、本件記者会見の際に別訴訴状が配布されたこと
10 をもって、恫喝行為というのが単なる被告福田の一方的な評価であると理解したものと認められない。したがって、被告福田の上記主張は採用することができない。

イ また、被告福田は、本件通知はあくまで記者会見を知らせるためのものであるし、本件記者会見は民事訴訟の一方当事者によって行われたいわゆる提訴会見であって、民事訴訟の仕組みを知る司法記者らはその内容があくまで紛争の一方当事者の言
15 い分であることを理解しているから、司法記者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件通知の記載内容や本件記者会見の発言内容をそのまま真実であると受け取ることはないし、これらによって原告の社会的評価が低下することはない旨主張する。

しかし、前記のとおり、本件通知においては、原告が恫喝行為を行ったということ自体は、原告の別訴における請求（法的な主張）の前提となる事実として断定的に記
20 載されており（前記(2)イ）、本件記者会見においても、原告が全く理由のない恫喝行為をしたことを前提として、強い表現で繰り返し原告を非難した上、同席した当事者本人である■自身も直接被害を訴えていたことからすれば（同(3)ア(イ)、同イ(7)）、原告が主張するところを考慮しても、当該事実が真実であるとはおよそ受け取られないとか、原告が実際にそのような恫喝行為を行ったとの印象を与えることがないとい
25 うことはできない。したがって、被告の主張は採用することができない。

3 争点3（本件通知及び本件記者会見による摘示事実の真実性又は真実相当性）

について

(1) 認定事実

前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア ハッピーロードは、福島市民等に対しまち・みち・地域づくり及び景観づくり
5 の推進活動等に関する事業を行うことで楽しく住みやすい地域社会の実現等に寄与
することを目的とする団体であり、地元の中高生らが参加する福島の国道6号線の清
掃活動等を実施していたが、同清掃活動について、「子どもを被ばくさせる殺人行為」
等との内容の約1000件の電話やメール等による誹謗中傷に曝されており、活動を
10 批判するインターネット上の記事（「子どもがセシウムを吸い込む被ばくイベントが
福島で決行された」などというもの）に、参加した中高生らの写真が無断で掲載され
たりすることがあった。同記事において、ジャーナリストの吉田千亜は、ハッピーロ
ードの清掃活動が子どもたちに危険であるなどと非難する旨の意見を掲載していた。
(甲10〔6ないし9頁〕、51ないし54、57、58)

イ 原告は、平成29年頃に■■■■と知り合い、勉強熱心な学生であると認識してい
15 たが、平成30年9月に■■■■から福島で原告の話を知りたいとの連絡があったため、
本件準備会の空き時間に会うことを承知し、■■■■から、本件準備会のほか、本件報告
会及び本件懇談会への参加の要望があったため、これも承諾した（前提事実(2)イ、甲
10〔10ないし12頁〕、13、丙15の1）。

■■■■は、平成30年10月7日（以下の日付はいずれも同年のものである。）、大学
20 生の同行者（■■■■、■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■）5名と共に本件準備会に参加し、本
件準備会の様子を写真撮影していたところ、ハッピーロードの理事長の西本から撮影
はやめてほしいなどと言われて制止され、撮影を中止した（甲14の1〔1・2頁〕、
50〔4丁〕）。

■■■■は、同月8日、同行者らと共に本件報告会及び本件懇談会に参加し、その様子
25 を写真や動画で撮影した（本件写真等撮影）。なお、本件報告会及び本件懇談会におい
て、写真や動画の撮影を禁止する旨のアナウンスや張り紙等はなかったが、■■■■は、

撮影の際、被写体から撮影の許可は取っていなかった。(前提事実(2)イ、甲14の1
[4・5・14・15頁])

■及び同行者らは、原告や主催者に挨拶することもなく本件懇談会を途中で退出
し、同日、福島県内においてジャーナリストの吉田と会談をした。■は、同会談を
5 本件報告会に参加する前から予定していたが、原告にその旨を伝えていなかった。(甲
14の1 [24頁])

ウ ハッピーロードの理事長の西本は、本件報告会の翌日の10月9日、原告に架
電し、■及び同行者らが、本件報告会及び本件懇談会において、許可を得ずに本件
報告会等に参加した高校生の写真や動画を撮影していたようであること、高校生やそ
10 の保護者から、撮影者は誰なのか、何に使われるのかという不安の声が上がっている
こと、原告が■らを連れてきたので責任を持って対応して欲しいという要望等を伝
えた(甲10 [12・13頁]、14の2 [3ないし5頁])。

エ 原告は、ハッピーロードの活動に参加した中高生らの写真の無断撮影やその批
判的な記事への使用等(前記ア)の問題が過去にあったことを認識していたため、直
15 ちに対応する必要があると考え、10月9日午後1時2分に■に電話をかけたもの
の■が応答しなかったため、同日午後1時5分から同26分までの間、■に対し、
ラインで、何時に連絡がつくようになるか、勝手にカメラを回していたと聞いたが事
実か、ややこしい話になっているので至急連絡してほしい旨のメッセージを送信した
(甲14の2 [3・4頁]、50 [4丁])。

オ 原告は、10月9日午後2時14分、同32分及び同34分、■の同行者の
1 人である■に架電し、■が盗撮していたという話になっているが本当か、■
とは連絡がついていないが、■はどうしたいと思っているのか、撮った画像をどう
するつもりなのか、変な使われ方をするのではないかが問題になっている、自分は保
護者に納得してもらって説明をする責任があるなどと述べた。これに対し、■は、
25 ■による本件写真等撮影があった旨を答えたが、吉田との会談については伝えなかつ
た。(甲13 [23頁]、14の2 [5頁]、丙2 [1丁])

カ 〇〇は、10月9日午後2時45分及び同46分、原告に対し、ラインで、電話での対応は今日は厳しい、理事長から部外者の撮影はやめてほしいとの連絡を受けたため2日目の非公開の部分は撮影していないが、3日目の一般公開では他の参加者がカメラを使っており、「我々のなかでの[原文ママ]撮影していた人がいるかと思

5 います」とのメッセージを送信したが(甲50[4丁])、自分が本件写真等撮影をしたという事実は明確にしなかった。

キ 原告は、10月9日午後3時頃、〇〇の同行者の1人である〇〇に架電したところ、〇〇は、〇〇が本件写真等撮影をしていたこと、〇〇及び同行者らが本件懇談会後に吉田と会食したこと、吉田との会食は当初から予定されていたこと、〇〇が吉

10 田に対して本件報告会における情報をどこかの媒体に掲載したい旨の相談をしていたことなどを説明した(甲10[16頁]、13[28頁]、14の2[6・8・9頁])。

ク 原告は、〇〇及び〇〇との通話から、〇〇が本件写真等撮影をしていたという確認を得て、また〇〇の説明によって、〇〇が吉田と本件報告会に関して接触したことを初めて知って写真の使途等につき危機感を強め、10月9日午後3時4分、〇〇

15 に対し、ラインで、起きていることの認識が甘いかと思う、〇〇が許可を得ずに勝手に写真、動画を撮っていたか事実確認をし、その後の対応を早急に相談しなければならない状況であるため電話で連絡がほしい、理由は既に〇〇、〇〇に伝えた、他の参加者にも随時個別に連絡し事実確認を進めているなどとメッセージを送信した(甲14の2[8頁]、50[4丁])。

ケ 原告は、10月9日午後4時11分、〇〇に架電し、本件報告会後に〇〇と会ったという話を聞いたが本当か、吉田は前にハッピーロードのことで記事を書いて問題になっているような人であり、〇〇の本件写真等撮影は利得のために盗撮したのではないかと疑われるなどと述べた(丙2[1・2丁])。

コ 原告は、10月9日午後15時35分、〇〇の同行者の1人である〇〇に架電し、他の同行者である〇〇とも連絡を取りたい旨伝えたところ、午後4時44分、〇〇

25 〇〇から、フェイスブックのメッセージで連絡を受けた。原告は、〇〇に対し、フェイ

5 スブックで、■■■らが盗撮をしたという話になっている、他の参加者にも早急に連絡しているのは早めに事実確認と対処の仕方を相談することでこれ以上こじれたものをこじらせないようにしたいからである、電話可能なタイミングでなるべく早めに話
10 ができればありがたいなどとメッセージを送信した。■■■は、展示物の撮影をしたりはしたが、盗撮とみられる可能性があるなら削除するなど返信し、その後の架電にも応じた。(甲10〔17・18頁)、13〔12頁])。

15 サ 原告は、10月10日午前7時39分、■■■に対し、ラインで、昨日は厳しいとのことだったが今日は何時なら電話連絡が可能かを尋ねる趣旨のメッセージを送信し、その後■■■に架電したが、■■■からは午後0時04分まで応答がなかった。原告は、その後、午後0時04分から午後3時16分の間、■■■との間において、ラインで、別紙3記載のやり取りをした。(甲50)

20 また、原告は、同日、■■■、■■■及び■■■に対し、フェイスブックで、別紙4記載の文面を送信したが、同時に、同一の文面に続けて、早く解決できるように、大事にならないようにという思いの1点で動いている、別紙4記載の内容を■■■にすぐに直接
25 接伝えないほうが良いとは思いますが、相談を受けて冷静に話をしたら聞いてくれそうなタイミングがあればやんわりとでも伝えてみてほしい、こういうことになっても学ぶ意欲を持ち福島に来ていただいたことは本当にありがたいと思っている、このようなことに時間を割くのは全員にとって不幸なことだが被害を訴える方々がいる状況では、■■■らの参加をコーディネートした立場から手を引くわけにはいかないので、もうしばらくよろしく願いますなどと記載したメッセージを送信した。(甲13〔14ないし16、24ないし26、29ないし31頁〕、丙3)

シ 原告は、■■■からその後も連絡がなかったところ、■■■から、10月11日、フェイスブックで、■■■と2人で■■■と話したが電話対応への説得が功を奏しなかった旨のメッセージを受けた。原告は、同日、■■■に架電し、■■■からも■■■の電話対応への説得はできていないと聞き、「柔らかい口調で話ができたらいいのだけれども」、
30 「彼は被害を訴えている人がいることを分かっているの?」、「こちらが求めることは、

まず反省する、すみませんという。そして被害を訴える人はデータを消してくれと言っているから、それを紙に一筆書いて、もしそうじゃないことになったら大変なことになるよと。」「福島の高校生の親がとにかくいち早く連絡をくれと、不安がっているのもわかる。」旨述べた。(甲13〔16頁〕、丙2)

5 ス 原告は、同日、■■■の出身高校の教師の助力を得て■■■と連絡を取ろうと考え、同日、同高校に架電し、連絡を取りたいので原告が習っていた教諭がいれば紹介してほしい旨を伝えたが、対応できないと回答された。(甲10〔19頁〕、甲14の2〔12頁〕)。

10 次いで、原告は、■■■の所属大学の助力を得て■■■と連絡を取ろうと考え、同月12日、慶應義塾大学の学生生活担当者に架電し、■■■らがハッピーロード主催のイベントで問題行動を起こしたので■■■にハッピーロードに連絡し対応するよう大学から指導してほしい旨を伝え、同担当者は、同日、別紙5記載のとおり、■■■に対し、原告からの連絡内容を伝えるとともに、事実であればハッピーロードに連絡するなどの対応をした方がよい旨を記載した電子メールを送信した(甲10〔12頁〕、15、
15 丙6)。

(2) 真実性について

ア 本件摘示事実1の真実性について

前記認定事実のとおり、本件報告会後の原告と■■■との間の直接のやりとりは、ライン上のみであるところ((1)エ、カ、ク、サ)、そもそも、原告が■■■に対して、直接、刑事責任を問われる可能性があるなどと述べたとも、謝罪やデータ削除を求めたことがあったとも認められない。かえって、これらのライン上のメッセージによれば、原告は、自らが参加を承諾した■■■による本件写真等撮影により本件報告会に参加した高校生らが不安を覚えている旨の連絡をハッピーロードの理事長から受けたため(同ウ)、■■■に対して、許可を得ずに写真等を撮ったかという事実の有無及びその
25 確認のためテキストではなく直接電話で話をしたいということを求めていたにすぎないものであるといえる。

5 なお、原告は、■■■との10月10日のラインでのやりとり（前記(1)サ）においては、「盗撮」や「盗み撮り」という用語は用いているものの、それは、■■■が、自らが撮影者である事実を明示的に認めずに隠すかのようなメッセージを送信し（前記(1)カ）、その後、本件写真等撮影を■■■が行ったことや本件報告会后に吉田と会っていたことが同行者らからの情報で判明した後も、本件写真等撮影等について具体的な説明をせず、電話に出ることも拒否していた状況下において（同ク、サ）、■■■に対し、盗撮や盗み撮りその他にも疑念を抱かれるような言動は一切なく何もやましいことはやっていないというのであれば早急に丁寧に対応いただければ済むのにそうなっていないから直接対話をして欲しいと提案している旨を述べて、■■■に電話での事実確認を求める理由として述べたものにすぎず、■■■が盗撮に該当する行為をしたなどと断言したのも、刑事責任を問われる可能性があるなどと述べたものでもないから、本件摘示事実1の真実性を証するものとはいえない。

したがって、本件摘示事実1が真実であるとは認められない。

イ 本件摘示事実2の真実性について

15 (ア) 前記認定事実のとおり、原告は、■■■、■■■、■■■らに対して、電話やメッセージで連絡をしたが（(1)オ、キ、ケ、コ、サ、シ）、その主な内容は、これらの者が■■■と本件報告会等に同行していたために、本件写真撮影等があったかという事実の有無やその目的を確認したものである。

原告は、そのうち10月10日に上記3名にフェイスブックに送信したメッセージ
20 (同サ)においては、■■■が盗撮ないし不許可撮影してそれが記事を書くための前提だったということになり、そこに例えば被害届が出ると、刑事罰に問われる可能性はあるなどとして、マスコミで報道された不法侵入2事例のサイトを引用するとともに、それとは別に経緯次第では肖像権・プライバシー権の侵害あるいは名誉棄損、侮辱罪等の可能性があるそうですなどと記載した文面（別紙4）を送っている。しかし、
25 当時の状況及び同文面の記載内容からすれば、同文面は、■■■自身から本件写真等撮影の事実の有無やその用途についての説明が得られていないという状況下（同ク、サ）

において、各事実関係を仮定した場合に、一般論としてそのような可能性があるという
5 ことを述べた趣旨のものにすぎないと解される上、原告は、同文面に続けて、大事
にならないようにという思いで動いている旨を記載しており（同サ）、原告自身がそ
のような事態を意図していないことを明確にしている。また、原告は、同メッセージ
10 において、同文面の内容を■■■■に速やかに伝えるよう指示もしておらず、かえって、
■■■■にはすぐに伝えない方がよいなどと■■■■に対する配慮を記載していたものであ
る。さらに、同メッセージには、そもそも■■■■に対して謝罪や撮影データを求める旨
の記載もない。これらを考慮すると、同文面を送付したことをもって、原告が上記3
名を介して■■■■に対する恫喝行為をしたものとは認められない。

10 なお、原告がその後10月11日に■■■■に架電した際には、原告は、■■■■に反省や
謝罪を求めると及びデータの削除をして欲しいということに関する発言をしてい
るが（同シ）、同発言の際、原告は、■■■■は被害を訴えている人がいることを分かって
いるのか、福島の高校生の親が不安がっている旨を述べていることからすれば、その
趣旨は、同高校生の保護者らが求めている内容を代弁したものであると解され、■■■■
15 をその要求に従わせるよう■■■■に指示しているものではないし、その態様をみても、
原告は、あくまで柔らかい口調で■■■■と話合いをしたい旨を述べているにすぎないこ
と（同シ）からすれば、同内容が■■■■を介して■■■■に伝わったとしても、原告が■■■■
を介して■■■■に謝罪や写真のデータ削除を求める恫喝行為をしたものとは認められ
ない。

20 (イ) 前記認定事実のとおり、原告は■■■■の出身高校に連絡をとったものであるが
（同ス）、本件全証拠によっても、原告が習っていた教諭がいれば紹介して欲しいと
いう以上にいかなる事実を伝えたかは明らかではなく、原告が、同高校を通じて、■■■■
■■■■に謝罪や写真のデータ削除を求める恫喝行為をしたものとは認められない。

25 (ウ) 前記認定事実のとおり、原告は、■■■■の所属大学の担当者に対して連絡したも
のであるが（同セ）、同担当者に求めた内容は、■■■■がハッピーロードに連絡し対応す
るよう大学から指導して欲しいということにすぎず、同大学もこれに沿った内容を■■■■

中に連絡したものであって、原告が、同大学を通じて、●●●に謝罪や写真のデータ削除を求める恫喝行為をしたものとは認められない。

(エ) 以上によれば、本件摘示事実2が真実であるとは認められない。

ウ 本件摘示事実3ないし5について

5 (ア) 前記イ(ア)のとおり、原告は、本件報告会等に●●●と同行した●●●、●●●、●●●らに対して、本件写真等撮影の事実の有無やその目的の確認を求めていたものにすぎず、原告が、自身の人間関係とは全く関係のない●●●の個人的な友人に対して、●●●が酷いことをしたと言ったという事実は認められない。したがって、本件摘示事実3が真実であるとは認められない。

10 (イ) 前記アのとおり、原告は、●●●が本件写真等撮影を行ったことを明確に認めず、ハッピーネットに批判的な記事に意見を掲載したことがある吉田と会って本件報告会等についての記事を掲載する旨の話をしていたことが判明した後も、●●●が本件写真等撮影等について具体的な説明をせず、同行者らの説得によっても原告と電話で話し合うことを頑なに拒否していた状況下において、●●●の出身高校の教師の助力を得て●●●と連絡を取ろうと考えて、出身高校に連絡をしたものであり(前記(1)ス)、原告が●●●を精神的に追い込むために高校に連絡をしたものとは認められない。したがって、本件摘示事実4が真実であるとは認められない。

20 (ウ) 前記認定事実のとおり、原告が10月10日に●●●、●●●及び●●●の3名に送信したメッセージの文面(別紙4)には、マスコミが取り上げることに抑えが効かなければ大学での処分をはじめ色々な問題が起こる旨の記載があるが((1)サ)、同記載は、●●●からの説明が得られていない状況下で事実関係を仮定した場合の一般論としてそのような可能性があるということを述べたにすぎないものと解される上(イ(ア))、原告が同3名にその内容を●●●に速やかに伝えるよう指示などもしていないことからすれば、これをもって、原告が●●●を精神的に追い込むために、大学での処分をち
25 らつかせる方法もとったものとは認められない。したがって、本件摘示事実5が真実であるとは認められない。

エ 小括

以上によれば、本件通知及び本件記者会見による本件摘示事実1ないし5はいずれも真実であるとは認められない。

(3) 真実相当性について

5 被告福田は、原告が、■■■■の周囲の友人に対して、■■■■の行為が盗撮であり住居侵入に当たり刑事処罰を受ける可能性があること、大学からの処分を受ける可能性があること、プライバシー侵害等の可能性があることなどを告げて、撮影データの削除と謝罪を求めており、それが■■■■に伝わるように期待し、また、依頼していたことから
10 すれば、原告が■■■■を恫喝したという事実を真実と信じることに相当の理由がある旨主張する。

しかし、そもそも原告が■■■■に対して直接的に又は■■■■の出身高校及び大学を介して■■■■に謝罪や撮影データ等の削除を要求したということを示す証拠自体、存在しない。また、原告が■■■■の友人である■■■■、■■■■及び■■■■らに対して送信した内容については、被告福田及び■■■■は、11月1日に、原告代理人（原告訴訟代理人と同一）
15 から、原告側の行動の説明とともに、原告と上記3名との間のフェイスブック上のすべてのやりとりの提供を受け（甲13）、また、■■■■からは原告との電話の内容を逐語的に記載したメモの交付を受けていたものであるから（甲14の1〔27頁〕、丙2）、本件通知及び本件記者会見以前から、原告が同行者らに送信した別紙4の文面が記載されたメッセージの全文や、その前後のやりとり（前記(1)オ、キ、ケ、コ、サ、シ）
20 を把握し、又は把握し得たものである。そして、これら一連のやりとりに鑑みれば、原告が■■■■に対して電話での連絡を求めていたことについては、ハッピーロードが誹謗中傷に曝された記事に吉田が関与していたという経緯がある中で■■■■による本件写真等撮影と吉田との会談があり、写真等の用途について参加高校生の保護者らから不安の声が上がっているとされる一方で、■■■■からは何ら積極的な説明はしていなかつたからであることが理解できる。以上を踏まえれば、原告が同行者らに対して送信
25 したメッセージの文面（別紙4）の一部に盗撮や住居侵入等への言及があり、また、

別の機会に謝罪等への言及があったとしても、これらの趣旨が、前記(2)イ(7)のとおりのものであることも理解することが可能であり、これらをもって、原告が■■■■に対して友人らを介して謝罪やデータ削除を求める恫喝行為を行ったと断定することが合理的とはいえず、そのように認識する確実な根拠があったとはいえない。

5 以上によれば、被告福田が本件摘示事実1ないし5が真実であると信じたことに相当の理由があったとまでは認められず、上記主張は採用することができない。

4 争点4（本件通知の送付及び本件記者会見の正当業務行為該当性）について

被告福田は、本件記者会見が、■■■■に対する加害行為を止めて同人の権利救済を図るという正当な目的に基づき、かつ、相当な方法及び態様によって実施されたことから■■■■の代理人としての正当業務行為に当たり、違法性が阻却される旨主張する。

しかし、前記3のとおり、原告が■■■■に対して謝罪やデータ削除を求める恫喝行為を行ったとは認められないから、原告の行為を「謝罪やデータ削除を求める何ら事実に基づかない恫喝行為」などと表現することが相当な方法及び態様であると認めることは困難であるし、提訴会見自体が訴訟での当事者の主張立証のために必要不可欠なものとはいえず、本件記者会見前には既に原告の代理人弁護士が選任されて原告が■■■■の高校や大学への連絡をしたことについては書面で正式に謝罪する旨が被告福田に対して通知されていたこと（甲13）も考慮すると、本件の事実関係の下で、単に提訴の事実を知らせるだけではなく、原告について、卑劣な方法である、公職や大学教員としてふさわしいのかに重大な疑念を抱かざるを得ないといった強い表現（前提事実(4)、前記2(3)ア(イ)）で批判することが、■■■■の権利救済を図るという目的に照らして必要性があるということや、相当な態様の範疇に収まるものということとはできない。そうすると、その余の点について考慮するまでもなく、正当業務行為として違法性が阻却されるとの上記主張は採用することができない。

したがって、本件通知の送付及び本件記者会見について違法性は阻却されないから、
25 被告福田は、原告に対し、不法行為による損害賠償責任を負う。

5 争点6（本件記事による摘示事実）について

(1) 認定事実

前提事実(5)及び証拠(甲11)によれば、本件記事は、「慶応大生が開沼博氏を提訴～名誉棄損で」というタイトルの下、冒頭に本件動画が埋め込まれ、第1段落で、慶應大学の大学生が原告に対して事実に基づかない理由で恫喝され精神的被害を受けたとして別訴を提起した旨を、第2段落で、訴状によると、■が本件報告会の様子を写真や動画で撮影したところ、翌日以降、原告から頻繁に連絡があり、■の行為は「盗撮である」とした上で、謝罪や写真データの消去を求められた旨を記載し、その直後に、「証拠として提出された■と開沼氏とのLINEやりとり(抜粋)」として、別紙6の画像(10月9日午後1時2分から午後2時45分まで(前記3(1)エ、カ)と、10月10日午後2時07分から同53分までの(同サ)のラインのスクリーンショット。なお、同画像は別訴で証拠提出されたものではなく、被告法人が■から直接提供を受けたものである。)が添付されており、これに続く第3段落では、「さらに開沼氏(原告)は、原告(■)の友人らにも、電話やインターネット通じて繰り返す[原文ママ]連絡。」「本件報告会への参加や撮影は「住居侵入」や「盗撮」にあたり、刑事罰に問われる可能性があるなどと攻撃。」「不法侵入で起訴や送検された事例を紹介し、『前科・前歴が付く』『目的の是非は不問で犯罪は成立する』『被害届ができれば、前科・前歴が付くところまで行く』などと記載したメッセージを送信し、謝罪やデータ削除を求めた。」と記載した上、その直後に、証拠提出された■の友人に送付された原告のメッセージとして、同記載がある別紙7の画像(同サの■、■及び■に送信したメッセージの一部から■の氏名をマスキングしたもののスクリーンショット。最終段落が加わえられた以外は別紙4の2行目以降と同じ内容のもの。)が添付され、第4段落で、■から謝罪を得られなかった原告は3日後■の出身高校にも電話し、■が問題を起こしたので対応して欲しいと要求し、また翌12日、慶應義塾大学にも電話し大学から指導して欲しいなどと要求したとし、■は事実に基づかない恫喝を繰り返し受けたことにより、夜も眠れず、深刻な精神的苦痛を被ったと主張している旨が記載されているものと認められる。

また、本件記事の末尾には、被告福田及び■■■の本件記者会見における発言の概要がまとめられており、■■■が、今思い出しても辛いと口を震わせたなどの描写がされている。一方、本件についての原告の言い分は、一切記載されていない。

(2) 検討

ア 本件動画と本件テキストは本件記事に一体として埋め込まれているものであるから(上記(1))、本件記事による摘示事実を検討するに当たっては、本件動画と本件テキストを一体の表現として検討するべきである。

本件記事の第2段落及び第4段落には、「訴状によると」、「原告(■■■)は…主張している」という表現を用いる部分があるものの、第2段落部分の直後には、原告から盗撮であるとして謝罪や写真データの消去を求められたという■■■の言い分に沿うかのような「盗撮」という表現が含まれる原告と■■■間のメッセージ画像を証拠として添付することで、■■■の言い分の信用性を高め、読者に、■■■の言い分が真実であるかのような印象を与えている。また、第3段落では、「開沼氏は、■■■の友人らにも、電話やインターネット通じて繰り返す〔原文ママ〕連絡。報告会への参加や撮影は「住居侵入」や「盗撮」にあたり刑事罰に問われる可能性があるなどと攻撃。」と、断定的に、原告が■■■の友人らを介して■■■を攻撃した旨を表現している上(この部分には「訴状によると」や「主張している」などの留保はなく、「攻撃」という表現は、別訴訴状〔甲63〕にも用いられていない本件記事独自の表現である。)、これに沿うものとして、原告が■■■の友人らに送信したメッセージの一部を抜粋して掲載し、客観的な裏付けがあるようにみせて、■■■の言い分の信用性を高めている。さらに、本件記事の冒頭の本件動画においては■■■自身が声を震わせながら原告を非難する様子が含まれ、本件記事の末尾ではその旨の具体的な描写も記載しており、■■■が事実に基づかない恫喝を繰り返し受けたことにより深刻な精神的苦痛を被ったという主張の信用性を高めている。そして、これらの■■■の供述が真実であることを疑わせるような原告の言い分等の記載は一切ない。

以上を踏まえると、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事記

載1・2は、単に■が別訴を提起した事実及び別訴における■の主張を摘示するものと理解されるに留まらず、本件動画と併せて、■の主張内容である、「原告が■■に対して直接的及び友人を介して間接的に謝罪や写真データの消去を求める恫喝行為を行った」（以下「**本件摘示事実6**」という。）ということ、根拠がある事実として摘示するものであると認めるのが相当である。このことは、現に、本件記事を閲覧した者の中には、実際に原告が■を脅したと理解をした者がいると認められること（甲67ないし69）や、被告法人の代表者自身も、本件記事を引用しつつ、「執拗な恫喝の動機が知りたいところ」という投稿をXにしており（甲66）、原告による恫喝は事実として存在すると認識していたと理解されることから裏付けられるとい

5
10

イ これに対し、被告法人は、本件記事は、証拠により読み取られる事実を客観的に報道しており、証拠を引用することで当該証拠から両者の主張の対立点を理解できるように構成しているのであって、原告が■を恫喝した旨の事実は摘示していない旨主張する。

しかし、前記のとおり本件記事には原告の言い分を記載した部分はなく、本件記事の本文（第3段落）には、掲載された証拠（別紙7）の記載内容のうち■の言い分に沿う部分のみが強調されて紹介されているのであるから、本件記事で引用されている証拠によって両者の主張の対立点が理解され、それにより、本件記事に記載されている■の言い分が提訴における一方的な主張にすぎないものと理解できるとはい

15
20

(3) 小括

以上によれば、本件記事によって本件摘示事実6が摘示されたといえる。そして、同事実は、大学教員である原告が学生に対して事実に基づかない恫喝行為を直接的及び間接的に行い、その要求を不当に受け入れさせようとしたとの印象を一般読者に与

25

6 争点7（本件記事による摘示事実の真実相当性）について

(1) 認定事実

前提事実、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被告法人は、本件記事の配信前に、別訴訴状の内容を把握していたところ、同訴状には、提訴前の経緯として原告には原告代理人が選任され、被告福田との間でやりとりをした旨も記載されていたが、被告法人は、本件記事の配信前に、原告や原告代理人に対して一切取材をしなかった（甲63）。

（なお、被告法人は、原告の勤務先の立命館大学に架電し、取材を試みたと主張するが、裏付けを欠く上、真に取材を試みようとしたのであれば、原告代理人に連絡しないというのは不自然であり（司法記者クラブの幹事社からは、本件記者会見後、原告代理人に対して取材の申入れがされている〔甲83の1〕）、採用することができない。）

イ 原告代理人は、別訴において■■■の請求を棄却する控訴審判決が言い渡された後の令和4年3月1日、被告法人に対し、■■■が敗訴し、原告の言い分どおりの事実経過が認められた旨を知らせた上で、被告法人は現在も本件記事を掲載し続けて原告の名誉を毀損しているとして、損害賠償並びに本件記事及び本件動画の削除等を求める旨の通知をしたが（甲17）、被告法人は、その後も本件記事等の削除も、別訴で■■■の請求が棄却された旨の報道等も行わなかった。

被告法人は、本件訴訟の最終口頭弁論期日直前の令和7年2月13日頃に、本件記事及び本件動画が掲載されたユーチューブのウェブサイト上に、別訴で■■■の請求が棄却されて確定した旨を付記するとともに、別訴の第1審及び第2審の判決データへのリンク情報の付記を行った（乙ハ39ないし41）。

(2) 検討

ア 被告法人は、専門家である弁護士の提訴に関する発言と同人が提出した訴状及び証拠に基づいて本件記事を作成しているから、被告法人が本件摘示事実6を真実であると信じたことには相当の理由がある旨主張する。しかし、別訴提起時において被告福田が収集していた証拠によれば、■■■弁護士であっても、本件摘示事実1・2が真実

であると信じたことに相当の理由があるとはいえないことは前記3(3)のとおりであるし、上記認定事実のとおり、被告法人は本件記事の配信前に原告や原告代理人に対して一切取材をしていないのであって((1)ア)、被告法人が本件記事に添付した画像におけるやりとりがされるに至った経緯やその前後の友人らとの間のやりとりを証する証拠を原告に確認していたとは認められないから、被告福田が別訴提起時に提出した証拠に基づいて本件記事を作成したからといって、本件摘示事実6が真実であると信じたことにつき被告法人に相当の理由があるとはいえず、上記主張は採用することができない。

したがって、被告法人が本件摘示事実6を真実と信じたことに相当の理由があったとは認められない。

イ また、前記認定事実のとおり、被告法人は、別訴において■■■■の請求を棄却する判決が確定したことを原告から知らされた後も、本件動画を含む本件記事をそのまま掲載し続け、■■■■の請求が棄却された旨の報道すら行っていないところ((1)イ)、少なくとも同判決確定の相当期間経過後、令和7年2月まで、何らの付記をすることもなく、原告の恫喝行為が真実であるとは認められなかったにも関わらず、当該行為があったとして同人を非難する内容の本件動画やこれを含む原告の社会的評価を低下させる内容の本件記事をインターネットで掲載し続けたことが、公共の利益に適い、公共性があるとは認め難い。したがって、本件記事の当該掲載継続については、この点からも違法性は阻却されない。

なお、被告法人は、原告代理人から高額な損害賠償請求等がされたため、別訴の結果を掲載する機会を失ったと主張するが、前者をもって後者を検討しない合理的理由があるとはいえず、同主張は上記判断を左右しない。

ウ 被告法人は、オルタナティブ・メディアという被告法人の性質を強調し、本件において、被告法人に不法行為責任を負わせるのは妥当ではない旨主張する。

しかし、被告法人のようなメディアの存在が言論の多様性を確保する上で重要であり、被告法人がオルタナティブ・メディアとしての性質を有するとしても、名誉毀損

による不法行為の成否は、個々の事案において、当該表現による摘示事実が何か、真
実性立証等の免責法理の適用があるかといった点から判断されるものであり、一方当
事者の言い分のみに基づいて作成した記事について、個々の事案において不法行為責
任を負うべき場合があることは否定されないから、被告法人の上記主張は採用するこ
とができない。

(3) 小括

以上によれば、被告法人は、原告に対し、本件記事の配信について不法行為による
損害賠償責任を負う。

7 争点5及び争点8（損害額）について

(1) 被告福田について

本件通知及び本件記者会見の内容（前記2）、被告福田は報道機関によってその内
容を広く知らしめることを意図していたこと、実際にその内容は本件記事によってイ
ンターネット上で配信されて拡散されるに至ったこと（前提事実(5)）、原告は当時大
学教員や経済産業省の小委員会の委員を務めるなど一定の公的立場を有していたこ
と（争いが無い）、他方、摘示事実のうち、原告が■■■■の出身高校や所属大学に連絡を
したという手段の相当性には疑義が生じ得ること、その他本件に現れた一切の事情を
考慮すると、被告福田の行為により原告に生じた精神的苦痛に対する慰謝料額は50
万円が相当である。

(2) 被告法人について

本件記事の内容（前記5）、上記(1)で挙げた各事情に加え、本件記事は6年以上にわ
たって本件訴訟の口頭弁論終結直前まで掲載されていたこと、他方、被告法人は令和
7年2月には別訴の結果を踏まえた本件記事への付記を行ったこと、その他本件に現
れた一切の事情を考慮すると、被告法人の行為により原告に生じた精神的苦痛に対す
る慰謝料額は50万円が相当である。

(3) 弁護士費用

本件事案の内容、認容額その他一切の事情を考慮すると、被告らの不法行為と相当

因果関係のある弁護士費用としては各5万円を認めるのが相当である。

(4) 小括

したがって、被告福田及び被告法人の不法行為による損害額は各55万円となる。

第4 結論

5 以上によれば、原告の請求は、被告福田に対し、55万円及びこれに対する令和元年3月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、被告法人に対し、55万円及びこれに対する同月8日から支払済みまで同割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

大 哥 麻 代

15

裁判官

永 瀬 雄 大

20

裁判官栢分宏和は、差支えのため署名押印することができない。

裁判長裁判官

大 哥 麻 代

25